

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

別紙1

すべての建築物等の解体等工事において**事前調査が必要**

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体
等工事において、**事前
調査結果の報告が必要**

建築物

特定工作物
(1~5、
7~11)

特定工作物
(6、
12~17)

特定工作物
以外

塗料その他
の石綿等が
使用されて
いるおそれ
がある材料
の除去作業
を伴う場合

特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- | | |
|--------------|---------|
| 1 反応槽 | 2 加熱炉 |
| 3 ボイラー及び圧力容器 | |
| 4 配管設備 | 5 焼却設備 |
| 7 貯蔵設備 | 8 発電設備 |
| 9 変電設備 | 10 配電設備 |
| 11 送電設備 | |

- | |
|------------------------|
| 6 煙突 |
| 12 トンネルの天井板 |
| 13 プラットホームの上家 |
| 14 遮音壁 |
| 15 軽量盛土保護パネル |
| 16 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |
| 17 観光用エレベーターの昇降路の囲い |

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ
が大きいものとして環境大臣が定める工作物」
(令和2年10月環境省告示第77号)の号番号

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。

建築物石綿含有
建材調査者等
による調査が必要

工作物石綿事前
調査者による調
査が必要

建築物石綿含有建材調査者等
又は**工作物石綿事前調査者**に
よる調査が必要

塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料

塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）が含まれる

工作物石綿事前調査者講習登録制度の新設について

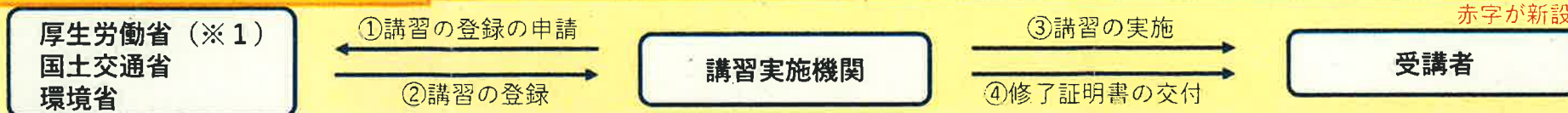
別紙2

- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に、新たに、工作物における石綿の使用実態の調査を行う者に必要な知識に係る講習（工作物石綿事前調査者講習）を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

(※2) 一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

講習の登録制度

赤字が新設部分



講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者講習	一般建築物石綿含有建材調査者講習	一戸建て等(※2)石綿含有建材調査者講習	工作物石綿事前調査者講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験	講義（11時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	工作物に関し一定の知識及び実務経験を有する者等
	右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者	一戸建て等石綿含有建材調査者	工作物石綿事前調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1、2、3建材を含む） 建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定		一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1、2、3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定	特定工作物の全ての材料（レベル1、2、3建材を含む）及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料 工作物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定
受講免除等	工作物石綿事前調査者等については、基礎知識1、2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる（※4）		-	建築物石綿含有建材調査者等については、基礎知識1、2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる（※4）

(※1) 登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。

(※3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

(※4) 当該講習の受講者についても受講の免除の対象となる。ただし、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限ること。